

令和 6 年度 泉西小学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日
土岐市立泉西小学校

1 いじめ防止等のための基本的な認識

(1) 基本理念

いじめは決して許されないことである。しかし「どの児童にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識するとともに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保持保護することが重要であることを認識し、学校、教職員および保護者、家庭、地域の人々、すべての関係者が連携して防止、早期発見及び対処にあたり、いじめ問題を克服していく。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童と一定の人的関係にあるほかの児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のために実施する施策

(1) いじめを許さない学校の雰囲気作り

「いじめを絶対に許さない」という認識を、学校教育全体を通じて児童一人一人に徹底指導し、豊かな体験を通じて児童の心の醸成と自己肯定感の向上を図る。また幼・保・小・中が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を進める。

○学級経営の充実と道徳教育、人権教育の重点的实施

児童が安心して生活できる、自己有用感や自己肯定感を感じられる居場所になるような学級にする。さらに、各学期に「いじめ防止」にかかわる題材の道徳授業を行う。毎月 25 日の「にこにこ言葉の日」を学校・学年だよりに位置付け、意識化するとともに、よい言動に対して必ず価値づけをする。

○情報モラル学習会の実施

・情報モラル研修（児童向け、保護者向け、教職員向けの学習会を実施する。）

○幼・保・小・中との定期的な情報交流と連携

- ・生徒指導主事の定期的な情報交流（生徒指導主事会、不定期連絡）
- ・泉三校連絡協議会（年 2 回）・泉地区幼小中連絡協議会（年 1 回）・幼保小交流会（年 1 回）
- ・架け橋プログラム（がやがや会議＝通年 GOTO 西小＝通年）

○いじめ防止の取組の評価と改善

学校評価にいじめの防止等のための取組（定期的・必要に応じたアンケートの実施、校内研修の実施等）についての項目を設置し、評価結果を踏まえて取組の改善を図る。

(2) いじめ防止等に係る組織の設置

校区の関係者との連携を図り、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置し、状況に応じて招集、対策、検討会議を行う。

いじめ未然防止・対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事（◎）・教育相談主任・養護教諭
・関係学年主任（および担任）・教育相談員・スクールカウンセラー

(3) 職員研修の実施

教職員のいじめに対する認識の向上を図るために、研修等を充実させる。

- ・年 3 回の職員研修会の実施（4 月・8 月・3 月）
- ・月 1 回の職員会における生徒指導からの提案や研修
- ・毎週の職員打ち合わせ会による児童の様子交流

(4) いじめ早期発見と即時対応の取組

日常から児童が発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめなどのアンケート調査を実施するとともに、個人面談を通して、子どもの悩みや保護者の不安を把握し、改善、解決に

あたる。

○職員間・家庭との情報交流の日常化と迅速な組織対応

児童の学校（学級）および家庭における言動・表情からつかんだ情報は、些細なことでも**報告・連絡・相談する。情報のハブは生徒指導主事（もしくは教頭）とする。ここから校長へ必ず連絡をする。**いじめを心配する事案が発生したら、即時に「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、校長の指揮のもと組織で対応・対処し、いじめの確実な解消を図る。（解消の見届け：3ヶ月の経過観察）

○教育相談体制の充実

- ・アンケート調査の実施（各学期1回：6月、11月、2月）
（アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまで。アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は5年間保存する。）
- ・アンケート調査を基にした個別の教育相談の実施
- ・相談室の活用 の啓発（学級に利用の仕方を掲示する。）

(5) 学校、家庭、地域社会と連携した取組

地域をあげて児童を守り育てるために、学校や家庭、児童の健全育成に関わる関係諸団体、機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。

○学校関係者との連携

学校運営協議会委員、PTA本部役員を中核にした「いじめ問題対策会議」の定期的な開催と「いじめを許さない学校づくり」の点検・評価を実施する。

○地域関係諸団体との連携

泉西公民館や地域の安全サポーター、各地区の子供会育成会との連携や情報交流を密にする。公民館活動（公民館祭りや諸行事等）や子供会活動への積極的参加を行う。

○委員会活動を中心とした児童の活動

生活委員会を中心に、「にこにこ言葉」の取組を行う。さらに、「なかよしあそび」を中心とした異学年集団での活動の充実とアルミ缶集めによる福祉施設への寄付など、人権・福祉意識を醸成する。

3 いじめに対する具体的な対応

(1) いじめ解決への取組

いじめを認知した場合および重大事態の疑いがある場合は、「学校いじめ対策組織」を設置し、調査、解決への取組を継続的に進める。（事案対処の動きについて別紙参照）

学校いじめ対策組織

学校関係者（教職員・PTA役員）、土岐市教育委員会生徒指導担当、市スクールカウンセラー、東濃子ども相談センター、市子育て支援課、主任児童委員等

○全校児童、関係児童・保護者への対応

事実関係の確認のため、記名・無記名アンケートの実施、関係者への個人面談等による情報収集を行う。関係（被害）児童の安全確保を最優先に対応し、保護者には、正確な情報提供と、今後の指導方法と方向を明示する。「いじめ対策委員会」メンバーを中心に、校長の指導のもと、複数職員で対応・対処する。さらに児童の心のケアにかかわり、スクールカウンセラー（スーパーバイザー）の派遣を土岐市教育委員会へ要請する。

○警察への早期相談・通報

いじめ事案の対応・対処への相談や協力を依頼し、連携強化を図る。

○情報の公開

報道関係への対応は、土岐市教育委員会の指導の下、児童の安全確保および個人情報の厳守を最優先に考え、報道関係者への協力要請と窓口を一本化（教頭）して、情報収集、情報提供を行う。

○重大事態への対応

いじめの重大事態発生が疑われる場合、もしくは、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、直ちに教育委員会へ報告し、調査委員会を設置して調査を開始する。